

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号

株式会社 **平賀**

代表取締役社長 平賀 治郎

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号
当社第二ビル5階 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第63期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面の郵送または当社ホームページ (<https://www.pp-hiraga.co.jp/>) において掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の景気対策やインバウンドの伸びに支えられ堅実に推移しております。一方、海外の地政学的リスクは顕在化してきております。

当社の主力クライアントである流通業界においては、家計消費の伸び悩みやネット通販の台頭、また、人手不足への対応で厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は、従前の枠に捉われず、販促市場全般に多様な企画商品を提供してまいりましたが、大口クライアントの出店・改装計画の見直しにより、主力のチラシ売上は計画を下回りました。

製造原価及び販売管理費においては、工場の稼働率改善のための内製化を進めたものの、配送コストの高騰を吸収しきれず、また、売上に連動した経費改善までは進みませんでした。

以上の結果から、当事業年度の業績は、売上高は74億86百万円（前期比8.4%減）、営業利益は24百万円（前期比93.0%減）、経常利益は53百万円（前期比86.1%減）、当期純利益は1億12百万円（前期比54.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は創業以来、折込広告（チラシ）を主たる事業としておりましたが、昨今の広告宣伝のマーケットは、折込広告から複数のチャンネルに広がってきております。

今後は、従前の枠に捉われず、クライアントにマッチした販促手法（チラシ、販売促進物、シール、SNS、イベント、DM）と必要なサービス（マーケティング、企画、デザイン、生産、仕分け、配送、取付け）を提供してまいります。

また、既存の主力クライアントである流通業界に加え、金融市場、専門商社、消費材メーカー、教育産業、レジャー商業にも市場領域を拡大してまいります。

製造原価及び販売管理費においては、各工程・取引毎の生産性改善を行い、購買・契約単価においてもゼロベースで見直し、利益の下支えを進めてまいります。

その他、保有資産の有効活用を進めると共に、積極的な投資に基づき、作業効率の改善、外部流出コストの削減を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 平成27年3月期	第 61 期 平成28年3月期	第 62 期 平成29年3月期	第63期(当期) 平成30年3月期
売 上 高 (百万円)	8,674	8,752	8,170	7,486
経 常 利 益 (百万円)	129	412	383	53
当 期 純 利 益 (百万円)	335	330	247	112
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	91円04銭	89円65銭	67円14銭	30円44銭
総 資 産 (百万円)	4,964	5,060	5,082	4,960
純 資 産 (百万円)	1,850	2,142	2,380	2,493

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社は、総合印刷業、販売促進プロモーション、販促管理システムの企画・管理、WEB及びSNSのデジタル・マーケティングを主たる事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場

(平成30年3月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社	東京都練馬区
第 二 ビ ル	東京都練馬区
第 三 ビ ル デ ジ タ ル 館	東京都練馬区
大 阪 支 店	大阪府大阪市天王寺区
高 崎 支 店	群馬県高崎市
仙 台 支 店	宮城県仙台市泉区
札 幌 支 店	北海道札幌市北区
埼 玉 工 場	埼玉県新座市
和 歌 山 工 場	和歌山県日高郡日高川町
配 送 セ ン タ ー	大阪府大阪市東成区

(9) 従業員の状況

(平成30年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
318名	7名減	44.4才	14.2年

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

(平成30年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	180百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	50
株式会社群馬銀行	50
合 計	280

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 3,683,387株
 (自己株式332,198株を除く。)
 (3) 株主数 1,923名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社大豊サービス	941,660	25.6
テ キ リ ン ヨ	151,500	4.1
平 賀 順 二	141,500	3.8
松 本 典 文	130,000	3.5
平賀従業員持株会	118,225	3.2
D I C グラフィックス株式会社	100,000	2.7
株式会社三井住友銀行	100,000	2.7
大日精化工業株式会社	80,000	2.2
黒 崎 英 機	70,000	1.9
株式会社共同紙販ホールディングス	60,000	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式332,198株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 賀 治 郎	(有)大豊サービス代表取締役社長
取 締 役	小 林 永 典	生産本部長
取 締 役	柏 秀 臣	企画本部長
取 締 役	福 島 隆	営業本部長兼営業三部部長
取 締 役	木 下 昭 三	
取 締 役	服 部 謙 太 朗	竹田・服部法律事務所弁護士
常 勤 監 査 役	鶴 井 広 和	
監 査 役	鈴 木 博 司	(株)ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人社員

- (注) 1. 取締役のうち、服部謙太郎氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、鈴木博司氏及び安達則嗣氏は社外監査役であります。
 3. 監査役鈴木博司氏は、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有するものであります。
 4. 監査役安達則嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役服部謙太郎氏、監査役鈴木博司氏及び安達則嗣氏を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 一部の取締役の役職名、担当及び重要な兼職の状況が変更となっております。なお、平成30年4月1日時点の取締役及び監査役の状況は次のとおりであります。

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 賀 治 郎	(有)大豊サービス代表取締役社長
取 締 役	小 林 永 典	生産本部長
取 締 役	柏 秀 臣	企画本部長兼クリエイティブ本部長
取 締 役	福 島 隆	営業本部長兼営業六部部長
取 締 役	木 下 昭 三	
取 締 役	服 部 謙 太 朗	竹田・服部法律事務所弁護士
常 勤 監 査 役	鶴 井 広 和	
監 査 役	鈴 木 博 司	(株)ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人社員

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成8年6月の株主総会における決議により、取締役月額50百万円以内、監査役月額10百万円以内と定められており、当事業年度における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役6名 108百万円 (うち社外取締役1名 2百万円)
 監査役3名 18百万円 (うち社外監査役2名 9百万円)

(3) 社外役員に関する事項

社外取締役である服部謙太郎氏は、弁護士としての法律・経済・社会情勢に関わる分野に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と竹田・服部法律事務所には、特別の利害関係はありません。

社外監査役である鈴木博司氏は、㈱ラルクの代表取締役であり、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と㈱ラルクには、特別の利害関係はありません。

社外監査役である安達則嗣氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と安達公認会計士事務所及び東陽監査法人には、特別の利害関係はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注)2.	18,083千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	18,083千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人ハイビスカスは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、原則として月1回開催し、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役は相互に職務の執行を監督する。また独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性を牽制する機能を確保しております。
- 2) 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社の為忠実にその職務を執行しております。
- 3) 全ての取締役、監査役、使用人が法令遵守を実現するために「行動指針」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図っております。
- 4) コンプライアンス責任者を代表取締役とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避する為、倫理委員会を設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備しております。
- 5) 使用人を対象とした組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談、または通報の適正な処理の仕組みを「内部通報制度規程」に定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することとしております。
- 6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。
- 7) 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、経営活動全般にわたる制度及び業務の執行状況について適正性のチェックを実施し、内部管理体制の強化及び経営効率化の増進に資することとしております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、業務上取り扱う情報について、「文書管理規程」並びに「情報セキュリティ手順書」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、厳格かつ適正に管理する体制を整備しております。
 - 2) 必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整えております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は「リスク管理規程」に基づき、定期的に危機管理に要するリスクの棚卸しを行い、対応計画を策定し、適正に管理しております。
 - 2) 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。
 - 2) 取締役会は、経営の基本方針の決定及び重要事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行が効率的に行われているか監督しております。
 - 3) 取締役会が決定した経営方針に基づき、本部長は本部方針を決定し、部門長は本部方針に基づき組織目標及び個人目標を設定するとともに達成度を評価し、その達成度に基づいた人事・報酬制度を運用しております。
 - 4) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を実行するとともに、内部監査部が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行っております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制
 - 1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとしております。
 - 2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとしております。
 - 2) 監査役は、稟議書等の業務に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び使用人に該当書類の提示や説明を求めることができるものとしております。
 - 3) 取締役及び使用人が異常を発見し監査役に報告した場合、当社は、監査役へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役は定期的に監査役と情報交換を行っております。
 - 2) 監査役は、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図っております。
 - 3) 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める時は自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用しております。
 - 4) 当社は、監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- (8) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 1) 当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用を行っております。
 - 2) 財務報告に係る内部統制において、代表取締役は、組織のすべての活動において、最終的な責任を有しており、内部統制システム構築の基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針
- ①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンスガイドラインとして定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。
 - ②反社会的勢力排除に向けた整備状況
以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。
 - ・ 対応総括部署及び対応担当者の設置状況
人事総務部を対応総括部署とし、対応担当者を選任して、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。
 - ・ 外部専門機関との連携状況
万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。
 - ・ 対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンスガイドラインに基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。
 - ・ 研修活動の実施状況
コンプライアンスガイドラインを、グループウェアの掲示板に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底をしております。

- ・取引先確認

取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

取締役は、「取締役会規程」、「組織総合規程」等に則り、取締役の役割分担を明確にし、効率的な職務執行と重要事項の決定を行いました。また、「定款」、各会則及び「文書管理規程」に基づき、取締役の執行状況について各議事録の作成と適切な保管を行っております。さらに「行動指針」を通じて、取締役と従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底を図りました。また、監査役及び内部監査部が当該システムの有効性について精査いたしました。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、代表取締役及び各取締役より業務執行の状況や会社経営の重要事項について報告を受けております。また、四半期毎に会計監査人及び内部統制統括責任者と定期的に会合を持ち、会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について情報交換を行っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,878,523	流動負債	1,613,808
現金及び預金	1,401,332	買掛金	481,662
受取手形	29,632	電子記録債務	501,439
売掛金	951,886	短期借入金	280,000
電子記録債権	38,747	1年内償還予定の社債	40,000
商品及び製品	59,331	未払金	95,925
仕掛品	78,912	未払費用	60,264
原材料及び貯蔵品	55,507	未払法人税等	7,021
前渡金	1,118	未払消費税等	12,269
前払費用	21,519	前受金	4,725
繰延税金資産	68,778	預り金	26,169
未収入金	169,790	賞与引当金	104,000
その他	4,226	その他	330
貸倒引当金	△2,259	固定負債	853,498
固定資産	2,082,048	長期未払金	65,774
有形固定資産	1,469,565	繰延税金負債	101,135
建物	410,233	再評価に係る繰延税金負債	70,154
構築物	7,975	退職給付引当金	616,433
機械及び装置	126,484	負債合計	2,467,306
車両運搬具	331	純資産の部	
工具、器具及び備品	17,180	株主資本	2,748,070
土地	907,360	資本金	434,319
無形固定資産	53,907	資本剰余金	425,177
ソフトウェア	53,907	資本準備金	110,000
投資その他の資産	558,575	その他資本剰余金	315,177
投資有価証券	514,734	利益剰余金	2,148,380
従業員に対する長期貸付金	850	その他利益剰余金	2,148,380
破産更生債権等	6,905	別途積立金	760,000
長期前払費用	4,370	繰越利益剰余金	1,388,380
その他	38,680	自己株式	△259,806
貸倒引当金	△6,965	評価・換算差額等	△254,804
		その他有価証券評価差額金	283,888
		土地再評価差額金	△538,693
資産合計	4,960,572	純資産合計	2,493,265
		負債及び純資産合計	4,960,572

損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,486,724
売 上 原 価		6,069,973
売 上 総 利 益		1,416,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,392,191
営 業 利 益		24,559
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,602	
そ の 他	25,018	34,621
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,907	
そ の 他	1,785	5,693
経 常 利 益		53,487
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	43,566	
受 取 補 填 金	550	44,116
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6	
固 定 資 産 除 却 損	560	
著 作 権 関 連 損 失	1,547	
会 員 権 評 価 損	185	2,299
税 引 前 当 期 純 利 益		95,303
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,107	
過 年 度 法 人 税 等 修 正 額	5,742	
法 人 税 等 調 整 額	△25,651	△16,802
当 期 純 利 益		112,106

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	434,319	110,000	315,177	425,177
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	434,319	110,000	315,177	425,177

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	760,000	1,331,524	2,091,524
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	△55,250	△55,250
当 期 純 利 益	—	112,106	112,106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	56,855	56,855
当 期 末 残 高	760,000	1,388,380	2,148,380

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△259,806	2,691,215
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	—	△55,250
当 期 純 利 益	—	112,106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	56,855
当 期 末 残 高	△259,806	2,748,070

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	228,412	△538,693	△310,281	2,380,934
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△55,250
当 期 純 利 益	—	—	—	112,106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,476	—	55,476	55,476
当 期 変 動 額 合 計	55,476	—	55,476	112,331
当 期 末 残 高	283,888	△538,693	△254,804	2,493,265

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①商品及び製品

移動平均法

②原材料

移動平均法

③仕掛品

個別法

④貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 4～11年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合期末要支給額の全額）に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,291,194千円
2. 担保に供している資産
- | | |
|--------|-----------|
| 建 物 | 410,180千円 |
| 土 地 | 907,360千円 |
- 上記に対応する債務
- | | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 280,000千円 |
|-------|-----------|
3. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物16,013千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 895,000千円 |
| 借入実行残高 | 280,000千円 |
| 差引額 | 615,000千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	4,015,585	—	—	4,015,585

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	332,198	—	—	332,198

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	55,250千円	利益剰余金	15円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決議 (予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	73,667千円	利益剰余金	20円	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

また、設備計画に基づく必要な資金についても銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に純投資目的の債券及び株式並びに取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、財務経理部が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,401,332	1,401,332	—
(2) 受取手形	29,632	29,632	—
(3) 売掛金	951,886	951,886	—
(4) 電子記録債権	38,747	38,747	—
(5) 投資有価証券	503,734	503,734	—
(6) 破産更生債権等	6,905		
貸倒引当金(※)	△6,905		
差 引	—	—	—
資 産 計	2,925,332	2,925,332	—
(7) 買掛金	481,662	481,662	—
(8) 電子記録債務	501,439	501,439	—
(9) 短期借入金	280,000	280,000	—
(10) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	40,000	39,619	△380
負 債 計	1,303,102	1,302,721	△380

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格又は発行体から提示された価格によっております。

(6)破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

(7)買掛金、(8)電子記録債務、(9)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価については、固定金利によるものは元金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※	11,000

※ 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税否認	1,650
未払事業所税否認	1,575
賞与引当金否認	31,844
貸倒引当金限度額超過	2,824
減損損失否認	7,509
投資有価証券評価損否認	15,443
退職給付引当金否認	188,751
役員退職慰労引当金否認	20,140
会員権評価損否認	6,481
少額資産一括償却否認	1,142
たな卸資産評価損否認	10,896
繰越欠損金	54,110
その他	1,513
繰延税金資産計	<u>343,885</u>
評価性引当額	<u>△266,532</u>
繰延税金資産合計	<u>77,352</u>

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	△107,450
未収還付事業税	<u>△2,258</u>
繰延税金負債合計	<u>△109,709</u>
差引 繰延税金負債の純額	<u>△32,356</u>
土地再評価に係る繰延税金負債	△70,154

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員に準ずる者	平賀 順二	当社顧問	被所有直接 3.84%	顧問契約	顧問報酬 (注)2	21,388	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 報酬については、契約内容に従って経営全般のサポート及びアドバイスでの当社への関与度合いに基づいて決定しております。

3. 平成29年4月から平成30年3月までの取引金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	676円89銭
2. 1株当たり当期純利益	30円44銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 平 賀
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 阿 部 海 輔 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 駒 田 裕次郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平賀の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 平	賀	監査役会
常勤監査役	鶴井 広和	Ⓜ
社外監査役	鈴木 博司	Ⓜ
社外監査役	安達 則嗣	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
 期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき20円
 総額 73,667,740円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
 平成30年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります（下線部は変更箇所）。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～24. (省 略)	1.～24. (現行どおり)
(新 設)	<u>25. 人材派遣事業。</u>
(新 設)	<u>26. 荷役、梱包及び倉庫業並びにそれらの請負と管理業務。</u>
<u>25. 前各号に付帯する一切の業務。</u>	<u>27. (現行どおり)</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
(新任) ナカマエ ケイジ 中前 圭司 (昭和32年12月24日生)	平成17年4月 株式会社ダイエー取締役GMS兼SM事業管掌 平成17年9月 株式会社マルエツ社外取締役 平成18年10月 株式会社セディナ社外取締役 平成19年4月 株式会社ダイエー取締役システム物流兼業務改革担当 平成19年9月 株式会社イオンGSCM社外取締役 平成27年5月 俺の株式会社専務取締役 平成29年5月 当社入社社長室長 平成29年10月 当社管理本部長(現任)	542株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成30年3月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者中前圭司氏の所有する当社株式は、平賀従業員持株会を通じての保有分であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、平賀従業員持株会の規定に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

以上

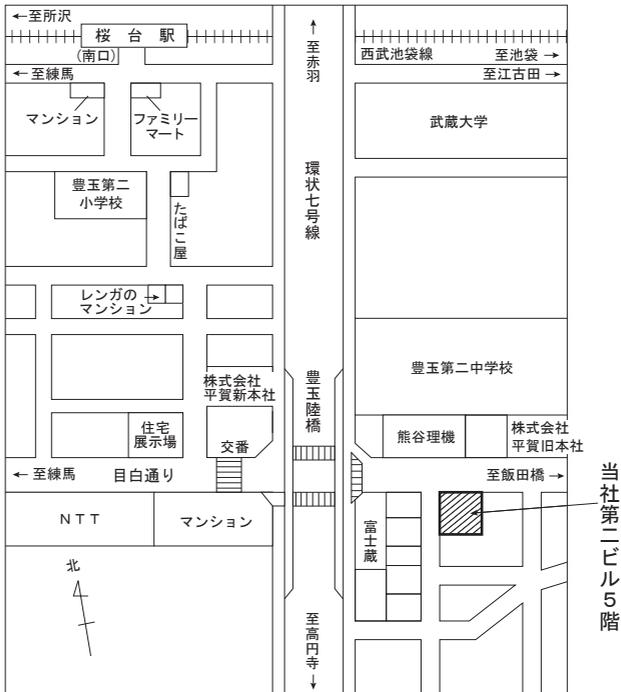
株主総会会場ご案内略図

会場 東京都練馬区豊玉北三丁目 3 番10号
当社第二ビル 5階 会議室
電話番号 (03)3991-4541

西武池袋線

池袋駅より各駅停車利用にて桜台駅下車

南口より徒歩8分



(お願い) 当会場には駐車場がございませんので誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。